

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、坂出都市計画道路事業について次のとおり公告する。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画事業の種類及び名称
坂出都市計画道路事業 3・3・9号富士見町線
- 2 施行者の名称
香川県
- 3 事務所の所在地
高松市番町4丁目1番10号
- 4 事業地の所在
収用の部分 坂出市文京町1丁目、文京町2丁目、富士見町1丁目、富士見町2丁目及び青葉町地内